

長崎地裁の和解協議に関する声明 農漁共存の解決のために誠実な協議を

有明海漁民・市民ネットワーク

1. 開門しないことを前提とする一方的な和解案

諫早湾の開門をめぐる争いについて、長崎地裁は、開門をしない代わりに、国が漁業環境改善措置を実行し漁業者に解決金を支払うとの和解案を1月18日に示した。

和解案は、確定判決に基づく開門の影響を回避するための国の対策工事が、開門反対派の妨害によって進まないことを容認してしまっている。これは、司法自らが、確定判決の履行を実力で妨害する行為を是認し、「開門しないことが協議の前提」という開門反対派の言い分を丸呑みした一方的なものであり、和解の名に値しない。

本来、和解協議において重要なことは、真摯な議論を通じて、問題解決のための方策を共に模索することである。具体的には、開門反対派が主張する開門に伴う被害発生のおそれと、開門による有明海再生の可能性について、話し合いを続ける中で、お互いに安心して農漁業に従事できる結論を導き出すことが本当の解決である。

2. 漁業の実態を無視した無責任な有明海再生案の提案

和解案は、「開門によらない水産資源の回復・漁業経営の安定に向けた取り組みには一定の進展がある」としているが、一定の進展とは具体的に何か。長崎県のタイラギ漁は諫早湾干拓工事が本格化した1993年から連続休漁を余儀なくされており、佐賀・熊本のタイラギ漁も4期連続休漁と、有明海からタイラギが消えてしまいかねない事態である。有明海西部のノリ養殖は9期連続で赤潮被害に見舞われ、諫早湾及び周辺部の漁船漁業は漁船の燃料代も稼げないほどに漁獲がない状況である。漁業被害を背景とした自殺者も後を絶たず、数十名もの尊い命がなくなっているのである。現実に起きている漁民の悲劇の深刻さを裁判所は一体どれだけ感じているのだろうか。

「開門に代わる有明海再生策」は、既に11年以上にわたり農水省関連だけで430億円以上の公費が投入され、調整池の水質改善対策も含めれば1000億円以上にも及んでいるが、一向に効果がないばかりか、被害は深刻さを増すばかりである。和解案が示す代替案が絵空事であることは、こうした事実が証明している。

確定した開門請求権の放棄を求めておきながら、こうした漁業の実態を顧みることなく、その代替となる漁業環境改善措置の具体策を国に丸投げする無責任な態度は許されない。

3. 不公平な被害評価と、代替できない開門調査の意義

一方、和解案は「開門により重大な被害が生じるおそれがある」と述べるが、その内容と総額はいくらと想定しているのか。昨年11月に長崎地裁が保全異議決定で認定した開門に伴う被害は、主に

台風時以外の潮風害など限定的であり、それらは十分な対策を講じることで回避可能であることが明らかになっている。現実には起きている深刻な漁業被害には目を背ける一方で、工夫次第で十分に回避できる程度の影響や、具体的な根拠の乏しい被害の「おそれ」を過大視し、開門しないことを協議の前提とする和解案は、あまりにも不公平かつ不合理な内容と言わざるを得ない。

和解案はまた「開門が漁業環境にもたらす影響については見解が分かれている」と述べている。現在最高裁に上告中の諫早湾内漁民の訴訟では開門請求権が否定されているが、それは開門請求権が確定した漁民とは漁場や魚種が異なるのであって、「開門が漁業環境にもたらす影響」は「あるもの」と確定している。そして、福岡高裁の確定判決は、因果関係のさらなる解明のために開門による調査を求めたものであり、それは解決金や曖昧な有明海再生策で代替できるものではない。

また、開門請求権を有している漁民は、漁業被害に苦しみ有明海の再生を願う多くの漁民を代表しているものであり、権利漁民へ解決金が支払われれば問題が解決するわけではない。

4. 開門確定判決の無力化に協力する司法

そもそも、和解案が述べるように、国には確定判決を履行しない異常な事態についての重大な責任があるにもかかわらず、司法自らが確定判決を無力化し、解決金や効果が期待できない再生策での代替を認めるという考えをとることは、司法の存立意義を自ら否定するものである。原発事故、公害、薬害、理不尽な公共事業、医療事故、その他様々な事案で、生活や生命を守るために、国民は司法に救済を求めている。開門を命じた福岡高裁判決は、諫早湾干拓事業という巨大公共事業による有明海漁業への悪影響を認めた見識ある判決として、司法に救済を求める多くの国民が歓迎した。ようやく勝ち取った確定判決さえも無力化させるような和解案を長崎地裁が示すことは、行政の暴走に裁判所が手を貸すものであり、国民の司法に対する信頼を大きく失墜させる。

和解案はまた「開門差し止めを認容する判決が言い渡され、これが確定すれば、開門確定判決に基づく強制執行が許されなくなる蓋然性は低くない」とも述べているが、何を根拠に、そのようなことを裁判所が示唆するのか、全く理解できない。仮に、開門差し止めを認容する判決が確定したとしても、開門確定判決の効力が失われることはないのであって、開門差し止め訴訟を審理する裁判所自らが相反する判決の確定を仄めかし、別訴の行方にまで口を挟んで威圧することは、問題解決のための調整役として失格であり、不誠実極まりない。

以上のように、長崎地裁の和解案は、問題解決に向けて真摯に向き合おうとしない不誠実なものであり、私たちは、長崎地裁をはじめとするすべての関係者に対して、有明海が再生し、農業者と漁業者が安心して暮らせる社会をめざして、誠実に協議することを切に要望する。